

香美町子ども・子育て支援事業計画(令和6年度事業実施状況に係る評価書)

評価項目	評価				評価に対する所見等
	A	B	C	回答なし	
1 教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	6	1	0	1	・現状では適正であるが、数字の再考が必要
2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期					
(1) 地域子育て支援拠点事業	5	3	0	0	・香住は見込みを下回っているが、保育園の利用が低月齢であることを考慮すると問題ない。 ・香住区の利用者減少について、利用しづらい理由を調査してはどうか。
(2) 利用者支援事業	7	1	0	0	・利用者の負担が大きく公費により低くすべき。
(3) 一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	7	1	0	0	
(4) 一時預かり事業(幼稚園在園児以外の一時預かり)	5	2	1	0	
(5) 子育て短期支援事業	5	3	0	0	
(6) 病児保育事業	3	3	2	0	・小代・村岡の利用者がいないが、病児を30分以上車に乗せて連れていくことに懸念がある。地域の特性上、祖父母に預けることが可能な家庭が多い。小代・村岡の病児の対応に選択肢がないなどならないよう、また、周知されていないことのないようしてもらいたい。 ・どの地域でも実施することが望ましい。 ・準備物が大変であり家でみる方が楽、病児を預けてまで働くことに抵抗がある、という声がある。
(7) 時間外(延長)保育事業	6	1	1	0	
(8) 放課後児童健全育成事業	6	1	1	0	・学外で学年の枠を越えて一緒に活動しているのでトラブル(特にきょうだいケンカ)も多いようである。
(8-1) ① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	5	3	0	0	
(8-1) ② 放課後子ども教室の実施計画	5	3	0	0	
(9) 妊婦に対する健康診査	6	2	0	0	
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	6	2	0	0	
(11) 養育支援訪問事業	6	2	0	0	

評価の基準 A(おおむね達成) B(特に問題なし) C(見直し等が必要)

(評価項目に係る事業概要)

評価項目		事業内容
1	教育・保育の供給体制の確保の内容及び実施時期	教育・保育の量(希望人数)と確保方策(受入人数)における計画
2	地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保の内容及び実施時期	
(1)	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が交流を行う場所を設置し、子育ての相談等の援助を行う事業。香住区・村岡区・小代区に子育て支援センターを設置している。
(2)	利用者支援事業	子どもやその保護者、妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるように相談や支援を行う事業。事業実施のため、平成28年度に役場(本庁)内に子育て世代包括支援センターを設置している。
(3)	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)	幼稚園の降園後や、土曜日、夏休み等の休業期間中に、幼稚園において保育する事業で平成27年度から実施している。令和元年度実績は香住幼稚園と村岡幼稚園。なお、令和2年4月から香住幼稚園のみの実施。
(4)	一時預かり事業(幼稚園在園児以外の一時預かり)	家庭での乳幼児を保育が一次的に困難になった場合に、保育所等で一次的に預かる事業。
(5)	子育て短期支援事業	保護者の病気等の理由で、一次的に家庭で養育できなくなった児童を児童養護施設等で保護する事業で、平成30年度から実施している。
(6)	病児保育事業	保護者の就労のため、病気の子の保育が困難な場合に一次的に保育する事業で、平成30年度から「病児対応型」として香住病院内に病児保育室を設置し、「体調不良児対応型」として香住区の私立保育園2園で実施している。
(7)	時間外(延長)保育事業	就労形態の多様化に伴い、保育所等での保育時間を延長する必要がある園児に時間外に保育を行う事業。
(8)	放課後児童健全育成事業	放課後児童クラブのことで、学校や幼稚園の放課後や土曜日、夏休み等休業期間中に、児童が安心して生活できる居場所を提供する事業。
(8-1) ①	放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量	放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携し、一体的に取り組む事業。
(8-1) ②	放課後子ども教室の整備計画	放課後に地域住民等の協力を得て、子どもたちが安心安全で体験学習やスポーツ・文化活動などを行う事業の実施計画に対する実績。
(9)	妊婦に対する健康診査	妊婦健康診査費用を公費助成し経済的負担の軽減を図ることで、健康診査の受診の促進を図る事業。
(10)	乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児や保護者の様子や養育環境を把握し、相談に応じるなどの援助を行う事業。
(11)	養育支援訪問事業	子どもの養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業。

## 第 3 期香美町子ども・子育て支援事業計画の変更について

## 1 第 4 章 施策の展開

- (1) 「伴走型相談支援」の事業名称を「妊婦等包括相談支援事業」に変更し、記述を一部追加する。(計画書P42・P43)
- (2) 「乳幼児等通園支援事業」を正式名称の「乳児等通園支援事業」に変更する。(計画書P51・P52)

## 2 第 5 章 事業計画

- (1) 「1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期」(計画書P64・P65)
  - ① 改めて計画期間中の各年度計画数値を見直す。なお、当初計画時において各年度4月1日現在の教育・保育量の見込みを算出していたが、年度途中の入所も含めた年度末の見込数値に変更する。
  - ② 香住区及び村岡区において、それぞれの検討委員会で今後の就学前施設再編のあり方について協議がされ、今年度、町の総合教育会議で承認された。以下のとおり進めることとなったため、計画を変更する。  
【香住区】令和10年度に、私立みなと保育園、私立青葉保育園、公立柴山保育所をそれぞれ認定ども園化し、令和8年度統合後の香住幼稚園を廃止する。  
【村岡区】令和9年度に、私立宝樹保育園を認定こども園化し、公立3幼稚園(村岡幼稚園、うづか幼稚園、射添幼稚園)を廃止する。
- (2) 「2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期」(計画書P66～P69)
  - ① 子ども・子育て支援法に基づき「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)」が令和8年度から実施されるため、地域子ども・子育て支援事業に加える。(事業詳細は、[資料7](#))
  - ② 「妊婦等包括相談支援事業」及び「産後ケア事業」を既に実施しており、地域子ども・子育て支援事業として加える。
  - ③ その他、令和9年度からの認定こども園化に伴い、関連する計画数値、記載内容、事業項目追加による項目番号を変更する。

## 基本目標Ⅰ：子どもがこころ豊かに健やかに育つことができる町

### 1 子どもと親の健康づくりの推進

「生まれるまで」

- (1) 結婚届出時の啓発
- (2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付
- (3) 妊婦等包括相談支援事業と経済的支援の一体化
- (4) 妊婦健康診査の充実
- (5) 妊産婦歯科健康診査の充実
- (6) 妊産婦保健指導
- (7) ハイリスク妊産婦対策の充実
- (8) 不育症治療支援の充実
- (9) 不妊治療等への支援の充実
- (10) 子育て世代包括支援センターの利用啓発の促進と機能強化
- (11) 子育て世帯訪問支援事業（産前産後ヘルパー派遣事業）の充実
- (12) 子育て経験を活かした同世代の母親による妊産婦へのサポート

「生まれてから」

- (13) 新生児訪問指導事業の推進
- (14) 相談窓口の充実
- (15) 健康診査の充実
- (16) 子育て教室等の開催
- (17) 予防接種の推進
- (18) 歯科保健対策の推進
- (19) 家族等の禁煙の推進
- (20) 産後ケア事業の充実
- (21) 新生児聴覚検査の推進
- (22) 産婦健康診査の推進
- (23) 産後ケアリスト等を活用したファミリー・サポート
- (24) 本の読み聞かせの推進
- (25) 健康な体づくりの推進

### 2 次代の親の育成支援

- (1) 生・性に関する正しい知識の普及啓発
- (2) 薬物乱用、ネット・ゲーム依存等に関する教育の推進
- (3) 相談体制の充実
- (4) 食育の推進
- (5) 親子読書の推進
- (6) 運動習慣づけの支援

## 1. 子どもと親の健康づくりの推進

### 生まれるまで

#### (1) 結婚届出時の啓発

結婚届出時に、妊娠に関する情報や相談窓口、若い男女が将来のライフプランを考えて生活や健康に向き合うプレコンプレッションケア、特定不妊治療費助成事業等を紹介した「ご結婚おめでとう」のリーフレットを配布し、妊娠前からの健康づくりの意識の高揚を図ります。

#### (2) 妊娠の届出及び母子（親子）健康手帳の交付

##### (ア) 妊娠の届出

妊娠早期から妊娠・出産・育児について親になる自覚を持ち、安心して出産を迎えられるよう、早期（妊娠 11 週まで）届出の啓発を行います。全妊婦に対して保健師・助産師が面接し、相談援助に取り組むとともに、ハイリスク妊婦\*2 の早期発見、早期支援に努めます。

##### (イ) 母子（親子）健康手帳の交付

妊婦に対し、母子（親子）健康手帳を交付するとともに、各種施策の紹介や子育てに関する事業等の子育て情報を発信します。また、母親だけでなく父親も含めて活用を促し、親になるための自覚を高めます。

働く妊産婦に、「母子健康管理指導事項連絡カード」等による情報提供を行い、有効な活用を図ります。

##### (ウ) マタニティマークの啓発

マタニティマークの普及啓発に努め、妊婦に対して周りの人が配慮しやすい、やさしい環境づくりを推進します。

#### (3) 妊婦等包括相談支援事業と経済的支援の一体化

母子（親子）健康手帳交付時、妊娠 8 か月頃、出産から生後 4 か月頃に**妊産婦・その配偶者**に面談を実施し、出産から子育て等の見通しが立てられるよう伴走型で支援を実施します。また、出産育児用品の購入や子育て支援サービスの利用など子育て費用の経済的支援として給付金を支給します。

#### (4) 妊婦健康診査の充実

妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、公費助成を行います。

妊婦の全数把握により、養育支援ネットの活用や医療機関との連携を進め、ハイリスク妊婦の支援につなげます。

#### (5) 妊産婦歯科健康診査の充実

母親の口腔の健康維持のため、町内の歯科医院で妊産婦歯科健康診査を実施し、その受診率の向上に努めます。

## 基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の保護者の孤独感の増大といった問題が生じています。

保護者が出会い、情報交換や気軽に相談ができ交流のできる拠点を充実することが求められています。地域に根ざし自主的な活動を行う子育てサークルや母親グループを育成・支援することも必要です。

また、子育ての不安感等の緩和を図るため、保護者の仕事や通院、自身の活動やリフレッシュ、冠婚葬祭等、必要に応じ一時的に子どもを預かる事業も実施します。

子どもの健やかな育ちを促進するため、必要に応じ適切な情報提供を行い、誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町づくりを推進します。

## 基本目標Ⅲ：誰もがどこに住んでいても必要なサービスを選択・利用できる町

### 1 子育て家庭への支援の充実

- (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）
- (2) 子育て支援施設等の利用増進
- (3) 一時保育事業
- (4) 子育て短期支援事業
- (5) 子育て支援情報の適切な提供
- (6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- (7) 家庭教育学級補助事業

### 1. 子育て家庭への支援の充実

#### (1) 地域子育て支援拠点事業（子育て・子育て支援センター）

##### (ア) 活動内容の充実

子育て・子育て支援センターでは、子育て等に関する相談・援助の実施、子育て親子の交流の場の提供を行い、地域で安心して子育てができるよう支援します。また、子育て関係機関（保育所等、学校、保健師、主任児童委員、健康福祉事務所、こども家庭センターなど）や子育て支援団体等と連携し、「子育て講座」や「交流事業」、「季節の行事」など様々な活動を通して地域の“子育て力”を高めていきます。

##### (イ) 子育て支援活動団体に対する支援

子育てサークルや母親グループ等、子育てに関して自主的に活動を行う団体の育成及び活動支援に取り組みます。

#### (2) 子育て支援施設等の利用増進

子育て・子育て支援センターをはじめ、町内の「まちの子育てひろば」として県に登録されている施設において子育て中の親子が集い、異世代が気軽に交流できるよう啓発を図

ります。

### (3) 一時保育事業

保育所等に入所していない乳幼児の保護者が、冠婚葬祭等の理由により家庭で保育することが一時的に困難となった場合に対応するため、保育所等において保育する一時保育事業を町内全域で実施します。

### (4) 子育て短期支援事業

児童を養育している保護者が疾病等の理由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合などに対応するため、原則1週間以内で児童又は保護者を児童福祉施設に入所させ、養育及び保護を行います。

### (5) 子育て支援情報の適切な提供

町が作成した『こそだてガイドブック』や、スマホのアプリを活用した『かみっこ子育てアプリ by 母子モ』などにより、必要な時に、適切な子育ての情報を発信・提供していきます。

### (6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

多様な働き方やライフスタイルに関わらず、すべての子育て家庭に対して支援を強化するため、月一定時間までの利用枠の中で、就労等保育に欠ける要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳幼児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を創設します。

### (7) 家庭教育学級補助事業

幼稚園、小・中学校のPTAを対象に、3つの町民運動（読書、あいさつ、体力づくり）の推進や、ふるさと教育、青少年健全育成、伝統行事・文化、自然を活かした活動に補助金を交付し支援を行う。

# □第5章 事業計画

## 1. 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

- ☆ 幼稚園・認定こども園（教育）を利用可能・・・1号：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のない世帯）  
2号（学校教育の利用希望）：3歳以上の教育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）
- ☆ 保育所・認定こども園（保育）を利用可能・・・2号（その他）：3歳以上の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）  
3号：3歳未満の保育を希望する児童（保育の必要性のある世帯）
- ☆ 自市町の子どもは他市町の施設を広域利用する人数も含む 他市町の子どもは香美町の施設を広域利用する人数

### 《年度別計画 香美町全体》

(単位：人)

年度		R7年度					R8年度					R9年度					R10年度					R11年度						
区分	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計			
		学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他			学校教育の 利用希望	その他	
量の 見込み	自市町の子ども(①)	69	0	128	128	325	56	0	128	113	297	53	0	120	109	282	31	0	129	105	265	31	0	111	101	243		
	(他市町の子ども)(②)	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6		
確保 方策	特定 教育・ 保育 施設	自市町 の子ども	認定 こども園	2	0	20	8	30	2	0	17	6	25	10	0	39	28	77	31	0	129	105	265	31	0	111	101	243
			保育所	0	0	108	120	228	0	0	111	107	218	0	0	81	81	162	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			幼稚園	21	0	0	0	21	12	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	23	0	128	128	279	14	0	128	113	255	10	0	120	109	239	31	0	129	105	265	31	0	111	101	243
	(他市町 の子 ども)	認定 こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	
		保育所	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	3	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預 かり保育	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(他市町 の子 ども)	幼稚園預 かり保育	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自市町の子ども計(③)		23	46	128	128	325	14	42	128	113	297	10	43	120	109	282	31	0	129	105	265	31	0	111	101	243	
	(他市町の子ども計)(④)		0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	0	0	1	5	6	
差引	自市町の子ども(③-①)	-46	46	0	0	0	-42	42	0	0	0	-43	43	0	0	0	-40	40	0	0	0	-40	40	0	0	0		
	(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

### 《認定こども園への移行を予定している施設にかかる提供体制確保外の定員数の計 香美町全体》

年度		R7年度					R8年度					R9年度					R10年度					R11年度				
区分	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	
		学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他			
提供体制確保外の定員数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22	4	26	0	0	37	22	59	0	0	55	26	81

《年度別計画 香住区》

(単位:人)

年度		R 7年度					R 8年度					R 9年度					R 10年度					R 11年度						
区分	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計			
		学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他					
量の 見込み	自市町の子ども(①)	55	0	82	96	233	42	0	86	85	213	43	0	81	81	205	21	0	97	77	195	21	0	85	73	179		
	(他市町の子ども)(②)	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4		
確保 方策	特定 教育・ 保育 施設	自市町 の子ども	認定 こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	97	77	195	21	0	85	73	179		
			保育所	/	0	82	96	178	/	0	86	85	171	/	0	81	81	162	/	0	97	77	195	/	0	85	73	179
			幼稚園	9	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			小計	9	0	82	96	187	0	0	86	85	171	0	0	81	81	162	21	0	97	77	195	21	0	85	73	179
	(他市町 の子ども)	認定 こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	
		保育所	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	/	0	1	3	4	
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預 かり保育	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
			小計	0	46	0	0	46	0	42	0	0	42	0	43	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(他市町 の子ども)	幼稚園預 かり保育	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0	/	0	0	0	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自市町の子ども計(③)		9	46	82	96	233	0	42	86	85	213	0	43	81	81	205	21	0	97	77	195	21	0	85	73	179	
	(他市町の子ども計)(④)		0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	0	0	1	3	4	
差引	自市町の子ども(③-①)	-46	46	0	0	0	-42	42	0	0	0	-43	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

《年度別計画 村岡区・小代区》

(単位:人)

年度		R 7年度					R 8年度					R 9年度					R 10年度					R 11年度						
区分	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計	1号	2号		3号	計			
		学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他				学校教育の 利用希望	その他					
量の 見込み	自市町の子ども(①)	14	0	46	32	92	14	0	42	28	84	10	0	39	28	77	10	0	32	28	70	10	0	26	28	64		
	(他市町の子ども)(②)	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2		
確保 方策	特定 教育・ 保育 施設	自市町 の子ども	認定 こども園	2	0	20	8	30	2	0	17	6	25	10	0	39	28	77	10	0	32	28	70	10	0	26	28	64
			保育所	/	0	26	24	50	/	0	25	22	47	/	0	39	28	77	/	0	32	28	70	/	0	26	28	64
			幼稚園	12	0	0	12	12	0	0	0	12	12	0	0	0	12	12	0	0	0	12	12	0	0	0	12	12
			小計	14	0	46	32	92	14	0	42	28	84	10	0	39	28	77	10	0	32	28	70	10	0	26	28	64
	(他市町 の子ども)	認定 こども園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	
		保育所	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	/	0	0	2	2	
		幼稚園	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		小計	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	
	その他	自市町 の子ども	幼稚園預 かり保育	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		(他市町 の子ども)	幼稚園預 かり保育	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0	/	/	/	/	0
			小計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自市町の子ども計(③)		14	0	46	32	92	14	0	42	28	84	10	0	39	28	77	10	0	32	28	70	10	0	26	28	64	
	(他市町の子ども計)(④)		0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	0	0	0	2	2	
差引	自市町の子ども(③-①)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	(他市町の子ども)(④-②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

## 2. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

### (1) 地域子育て支援拠点事業

年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み		4,500 人日	4,230 人日	3,990 人日	3,750 人日	3,540 人日
うち香住区		1,670 人日	1,570 人日	1,480 人日	1,390 人日	1,310 人日
うち村岡区・小代区		2,830 人日	2,660 人日	2,510 人日	2,360 人日	2,230 人日
確保方針	箇所数	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	うち香住区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	うち村岡区・小代区	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	具体的な考え方	町が定める区域ごとに確保（現在の3センターで確保する）	町が定める区域ごとに確保（現在の3センターで確保する）	町が定める区域ごとに確保（現在の3センターで確保する）	町が定める区域ごとに確保（現在の3センターで確保する）	町が定める区域ごとに確保（現在の3センターで確保する）

※量の見込みは利用が見込まれる児童数のみを記載（親の数は含まない）

### (2) 利用者支援事業

年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
量の見込み		4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所
うち香住区		2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
うち村岡区・小代区		2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
確保方針	母子保健型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	うち香住区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	うち村岡区・小代区	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所	0 箇所
	その他	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所
	うち香住区	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	うち村岡区・小代区	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
具体的な考え方	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	こども家庭センター型としての「子育て世代包括支援センター」を設置。その他は行政窓口で確保（現在の3庁舎で対応）	

### (3) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 10 年度	R 11 年度
0 歳児	量の見込み	0 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
	確保方針	0 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月	1 人/月
1 歳児	量の見込み	0 人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
	確保方針	0 人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月	2 人/月
2 歳児	量の見込み	0 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月
	確保方針	0 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月	3 人/月

(4) 一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	
量の見込み	① 1号認定による利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
	うち香住区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
	うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	
	② 2号認定による利用	6,900 人日	6,300 人日	6,400 人日	0 人日	0 人日	
	うち香住区	6,900 人日	6,300 人日	6,400 人日	0 人日	0 人日	
うち村岡区・小代区	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日		
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型)	6,900 人日	6,300 人日	6,400 人日	0 人日	0 人日	
	具体策	実施園数	1 園	1 園	1 園	0 園	0 園
		うち香住区	1 園	1 園	1 園	0 園	0 園
		うち村岡区・小代区	0 園	0 園	0 園	0 園	0 園
	具体的な考え方	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施	香住幼稚園において実施			

(5) 一時預かり事業 (幼稚園在園児以外の一時的預かり)

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	
量の見込み	うち香住区	46 人日	44 人日	42 人日	40 人日	38 人日	
	うち村岡区・小代区	25 人日	24 人日	23 人日	22 人日	21 人日	
	うち村岡区・小代区	21 人日	20 人日	19 人日	18 人日	17 人日	
確保方策	一時預かり事業 (幼稚園型を除く)	46 人日	44 人日	42 人日	40 人日	38 人日	
	具体策	保育所	4 か所	4 か所	3 か所	0 か所	0 か所
		うち香住区	3 か所	3 か所	3 か所	0 か所	0 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	認定こども園	うち香住区	1 か所	1 か所	2 か所	5 か所	5 か所
		うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所	0 か所	3 か所	3 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
	具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	認定こども園が実施する一時預かり事業において確保する	

(6) 子育て短期支援事業

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
確保方策	量の見込み	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	実施体制	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設	児童養護施設

(7) 病児保育事業

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度		
量の見込み	うち香住区	91 人日	88 人日	85 人日	82 人日	79 人日		
	うち村岡区・小代区	81 人日	78 人日	75 人日	72 人日	69 人日		
	うち村岡区・小代区	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日		
確保方策	病児保育事業	病児対応型	180 人日	180 人日	160 人日	150 人日	140 人日	
		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所		
	具体策	病児対応型	2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	
			うち香住区	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
			2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	2 総定員	
		体調不良児対応型	うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
			0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員	
			2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	
	うち香住区	4 総定員	4 総定員	4 総定員	4 総定員	4 総定員		
		2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所		
		4 総定員	4 総定員	4 総定員	4 総定員	4 総定員		
		0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所		
	うち村岡区・小代区	0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員		
0 総定員		0 総定員	0 総定員	0 総定員	0 総定員			
具体的な考え方	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施	病児対応型を公立病院敷地内で開設 体調不良児対応型を民間保育所で実施			

※ 村岡区・小代区での実施について、引き続き検討していく。

## (8) 時間外(延長)保育事業

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	
量の見込み	うち香住区	29 人	27 人	26 人	25 人	24 人	
	うち村岡区・小代区	22 人	20 人	19 人	19 人	18 人	
	うち村岡区・小代区	7 人	7 人	7 人	6 人	6 人	
確保方策	時間外(延長)保育事業	29 人	27 人	26 人	25 人	24 人	
	保育所	うち香住区	4 か所	4 か所	3 か所	0 か所	0 か所
		うち村岡区・小代区	3 か所	3 か所	3 か所	0 か所	0 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	0 か所	0 か所	0 か所
	認定こども園	うち香住区	1 か所	1 か所	2 か所	5 か所	5 か所
		うち村岡区・小代区	0 か所	0 か所	0 か所	3 か所	3 か所
		うち村岡区・小代区	1 か所	1 か所	2 か所	2 か所	2 か所
具体的な考え方	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	保育所、認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する	認定こども園が実施する時間外(延長)保育事業において確保する		

※ 認定区分ごとの最大利用時間を超過して保育が必要な子どもに対する時間外(延長)保育事業

## (9) 放課後児童健全育成事業

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	
量の見込み	小学1年生	59 人	50 人	40 人	41 人	42 人	
	うち香住区	41 人	35 人	27 人	28 人	30 人	
	うち村岡区・小代区	18 人	15 人	13 人	13 人	12 人	
	小学2年生	53 人	59 人	50 人	40 人	41 人	
	うち香住区	42 人	41 人	35 人	27 人	28 人	
	うち村岡区・小代区	11 人	18 人	15 人	13 人	13 人	
	小学3年生	53 人	53 人	59 人	50 人	40 人	
	うち香住区	38 人	42 人	41 人	35 人	27 人	
	うち村岡区・小代区	15 人	11 人	18 人	15 人	13 人	
	小学4年生	24 人	22 人	21 人	23 人	20 人	
	うち香住区	18 人	15 人	16 人	16 人	14 人	
	うち村岡区・小代区	6 人	7 人	5 人	7 人	6 人	
	小学5年生	27 人	24 人	22 人	21 人	23 人	
	うち香住区	19 人	18 人	15 人	16 人	16 人	
	うち村岡区・小代区	8 人	6 人	7 人	5 人	7 人	
	小学6年生	29 人	27 人	24 人	22 人	21 人	
	うち香住区	19 人	19 人	18 人	15 人	16 人	
	うち村岡区・小代区	10 人	8 人	6 人	7 人	5 人	
計	245 人	235 人	216 人	197 人	187 人		
確保方策	放課後児童クラブ	245 人	235 人	216 人	197 人	187 人	
	箇所数	うち香住区	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所	10 か所
		うち香住区	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所	6 か所
		うち村岡区・小代区	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
	具体的な考え方	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設	全小学校区で開設	

## (10) 新・放課後子ども総合プランにかかる記載事項

① 放課後児童健全育成事業及び放課後子ども教室を一体的に実施する目標事業量

年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
一体的に実施する目標量	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所	4 か所

② 放課後子ども教室の実施計画

年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
実施箇所数	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所	7 か所

③ 新・放課後子ども総合プラン推進に関する具体的な方策

- 放課後児童クラブ担当課と放課後子ども教室担当課が連携するとともに、コーディネーターが事業を調整し、一体的な実施のための共通プログラムを企画・実施します。また、放課後児童クラブの開所時間延長、小学校余剰教室の活用等、総合教育会議等で総合的な放課後対策を検討します。
- 放課後児童クラブ入所時に児童の健康状態などを把握し、特別な配慮が必要な児童については加配するなど、個々の状態に即したクラブでの生活となるよう支援します。
- 放課後児童クラブでは異年齢児童等との交わり等を通して社会性を身につけ、当番制により主体性を養うようななどの運営を計画しており、育成支援の内容について、利用者等に周知していきます。

### (11) 妊婦に対する健康診査

☆ 人数は、当該年度中に検診を受けることが見込まれる妊婦の実人数を記載。

☆ 妊娠期間の関係で2か年度に渡り検診を受ける場合は、各年度にそれぞれ「1」を計上。

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	人数	46 人	44 人	43 人	42 人	41 人
	検診回数	640 回	610 回	600 回	580 回	570 回
確保方策	実施場所	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日 高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日 高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日 高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日 高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院	公立豊岡病院 公立豊岡病院組合日 高医療センター 公立八鹿病院 鳥取県立中央病院 鳥取産院
	実施体制	15 人	15 人	15 人	15 人	15 人
	検査項目	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん 検診、超音波検査等、 その他 主治医が認 めた検査	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん 検診、超音波検査等、 その他 主治医が認 めた検査	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん 検診、超音波検査等、 その他 主治医が認 めた検査	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん 検診、超音波検査等、 その他 主治医が認 めた検査	基本的妊婦健康診査 血液検査、子宮頸がん 検診、超音波検査等、 その他 主治医が認 めた検査
	実施時期	年間	年間	年間	年間	年間

### (12) 妊婦等包括相談支援事業

年度		R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み	妊娠届出数	42	40	39	38	37
	1組当たり 面談回数	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回
	面談実施 合計回数	126 回	120 回	117 回	114 回	111 回
確保方策	こども家庭センター (未設置自治体はその 代替となる拠点)	126 回	120 回	117 回	114 回	111 回
	上記以外で 業務委託	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

### (13) 産後ケア事業

年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度
量の見込み (延べ人数)	24 人日	22 人日	20 人日	18 人日	16 人日
確保方策 (延べ人数)	24 人日	22 人日	20 人日	18 人日	16 人日

### (14) 乳児家庭全戸訪問事業

☆ 現行と同様に実施 (確保方策は保健師数)

年度	R 7年度	R 8年度	R 9年度	R 10年度	R 11年度	
量の見込み	81 人	76 人	72 人	68 人	65 人	
確保方策	実施体制	6 人	6 人	6 人	6 人	6 人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	—	—	—	—	—

### (15) 養育支援訪問事業

年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み		39 人	36 人	34 人	32 人	31 人
確保方策	実施体制	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	－	－	－	－	－

### (16) 子育て世帯訪問支援事業

☆ 人数は、当該年度中にヘルパー訪問を利用することが見込まれる妊産婦の延べ人数を記載。

年度		R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R 1 0 年度	R 1 1 年度
量の見込み		35 人	32 人	29 人	26 人	23 人
確保方策	実施体制	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人	－ 人
	実施機関	香美町	香美町	香美町	香美町	香美町
	委託団体等	－	－	－	－	－

## 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

## 1 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

## 2 事業内容

## (1) 実施内容

- ・ 対象乳児等の適切な遊び及び生活の場を提供
- ・ 対象乳児等及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談
- ・ 対象乳児等の保護者に対して、子育てに係る情報提供、助言その他の援助

## (2) 利用要件及び対象者

- ・ 利用に当たって、保護者の就労要件なし
- ・ 対象は、保育所等に入所していない生後6カ月から満3歳未満の乳児又は幼児（以下「対象乳児等」という。）

## (3) 利用可能時間及び利用形態

- ・ 対象乳児等一人当たり月10時間を上限
- ・ 利用形態は、定期的な利用、不定期利用のいずれも可（施設側から利用可能日等の条件を限定することもある。）

## (4) 実施方式

- ① 一般型乳児等通園支援事業（※香美町において実施を見込んでいない。）  
定員を別に設け、在園児と合同又は専用室を設けて受入れを行う。
- ② 余裕活用型乳児等通園支援事業  
本事業の認可を受けた保育所、認定こども園等で、利用定員総数の範囲内（空き定員内）で受入れる。

## 3 利用開始 令和8年4月1日以降

## 第3期 香美町子ども・子育て支援事業

## 第5章 事業計画 3. 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

## (1) 就学前教育・保育施設の認定こども園化の推進

## 【香住区】

令和4年7月に策定された「香美町学校再編計画(案)」に基づき、香住区内の小学校及び幼稚園の1次再編、2次再編を進め、幼稚園については令和8年度に香住幼稚園1園に統合する。これと一体的に香住区の就学前施設のあり方を検討するため、令和6年6月に香美町香住区就学前施設再編検討委員会を設置し、香住区就学前施設のあり方として、令和9年度末をもって香住幼稚園を廃止し、令和10年度4月に香住地区に私立認定こども園を2園、柴山地区に公立認定こども園1園を開設することを提案。令和7年4月の令和7年度第1回香美町総合教育会議で承認された。

区分	園名等	香住区1次再編		香住区2次再編		認定こども園化 (対象：0～5歳児)
		R6	R7	R8	R9	R10～
幼稚園 (5歳児) (*：4～5歳児)	町立奥佐津幼稚園*	町立香住幼稚園 (1年保育)		町立香住幼稚園 (1年保育)		①幼保連携型 認定こども園 (旧柴山保育所) ※既存保育所施設を廃止、施設創設
	町立佐津幼稚園*					
	町立香住幼稚園					
	町立柴山幼稚園					②幼保連携型 認定こども園 (旧みなと保育園) ・設置予定者 社会福祉法人光明福祉会 ※既存保育所施設を廃止、施設創設
	町立長井幼稚園*					
	町立余部幼稚園*					
保育所(園) (0～4歳児)	町立柴山保育所					③保育所型 認定こども園 (旧青葉保育園) ・設置予定者 社会福祉法人青葉福祉会 ※既存保育所施設を廃止、施設創設
	私立みなと保育園					
	私立青葉保育園					

※香住区1次再編及び香住区2次再編については、香美町学校等再編計画(案)(令和4年7月策定)に基づく。

※「\*印」の幼稚園は4～5歳児の受け入れを実施。

○定員数の割り振り

【認可定員数】

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
公立認定こども園	4	7	7	7	10	10	45
私立認定こども園 (みなと保育園)	10	15	15	15	15	20	90
私立認定こども園 (青葉保育園)	10	15	15	15	15	20	90
計	24	37	37	37	40	50	225

※今後、就学前児数(見込み)に対し、著しい就学前児の変動等が見込まれた場合は、定員数を見直すこととする。

※認定別(1号、2号、3号)の定員数等の内訳は、認可申請に向け各園と調整する。

【村岡区】

令和4年7月に策定された「香美町学校再編計画(案)」に基づき、令和10年度に村岡区内の小学校1校とすることとなった。これに伴い、令和7年6月に設置した香美町村岡区学校等再編検討委員会において、村岡区の就学前施設のあり方についても検討を進め、令和9年度末をもって村岡幼稚園、うづか幼稚園、射添幼稚園を廃止し、宝樹保育園を認定こども園として開設することを提案。令和7年11月の令和7年度第2回香美町総合教育会議で承認された。

区分	園名等	R6	R7	R8	認定こども園化 (対象：0～5歳児)
					R9～
幼稚園 (5歳児)	町立村岡幼稚園				保育所型 認定こども園 (旧宝樹保育園) ・設置予定者 社会福祉法人宝樹福社会 ※既存保育所施設の活用
	町立うづか幼稚園*				
	町立射添幼稚園*				
保育所(園) (0～4歳児)	私立宝樹保育園				

【認可定員数】

(単位：人)

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
私立認定こども園 (宝樹保育園)	5	8	8	9	11	14	55

## 【小代区】

公立の小代認定こども園（地方裁量型認定こども園）を維持継続する。

### 【利用定員数】

（単位：人）

施設名	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
地方裁量型 認定こども園 町立小代認定 こども園	0	6	7	11	10	16	50